

医師法及^ノ歯科医師法の特例に関する法律案

第一條、厚生大臣は、医師法第二條又は歯科医師法第二條の規定にかかるず、昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督、^{昭和二十一年法律第十一号}台灣總督、^{昭和二十三年法律第十一号}樺太廳長官、^{昭和二十一年法律第十一号}南洋廳長官もしくは滿洲國駐劄特命全權大使又は滿洲國の医師免許又は歯科医師免許を受けた日本国民に対して、医師國家試験予備試験委員又は歯科医師國家試験予備試験委員の選挙を経て、医師免許又は歯科医師免許を與えることができる。

第二條、前條の者は、省令の定めるところによつて、医師國家試験予備試験委員又は歯科医師國家試験予備試験委員の行う試験を受けることができる。但し、三回を超えて受験することはできない。

前項の試験に合格した者は、医師法第二條又は歯科医師免許又は歯科医師免許を與える。

附 則

この法律は、医師法の施行の日から、これを施行する。

この法律は、施行の日から五年間、その効力を有する。

國民医療法施行令特例一昭和二十一年勅令第四十二号一は、これを廢止する。

前項の勅令第二條第一項の規定による試験は、第二條第一項の規定による試験と併合す。

昭和二十三年政令第^ノ号附則第二項に該当する者の受験の回数については、下記従前の例による。